（１）・（２）（略）
（３）事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア　広域浜プラン緊急対策事業

（ア）・（イ）（略）

（ウ）クロマグロ混獲回避活動支援

ａ・ｂ　（略）

ｃ　事業の内容

この項目において定める事業は、以下の（ａ）及び（ｂ）とする。

（ａ）混獲回避取組支援

ⅰ～ⅲ　（略）

ⅳ　補助率等

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とするクロマグロの放流作業に係る経費の合計額であり、上限額については次の表のとおりとする。

補助対象			上限額
定置網漁業（１ヵ統当たり）	（１）太平洋クロマグロの資源管理に伴う混獲回避用の機器等を用いて資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化に資するデータを収集し、試験研究機関等に提供する場合		400万円
	（２）（１）を除きクロマグロの放流の情報を報告する場合	①当該事業年度において、次のいずれかの要件に該当する場合 ア　各県に割り当てられたクロマグロの漁獲枠のうち８割を超過して漁獲した場合 イ　各漁業者グループが事業計画提出時に設定した漁獲目標※のうち８割を超過して漁獲した場合	125万円
		②　①の要件に該当しない場合	100万円
20トン未満の漁船漁業（１隻当たり）			30万円

※各漁業者グループが設定する漁獲目標については、その総量管理を行う都道府県と確認の上、計画申請するものとする。

ⅴ～ⅷ　（略）

（ｂ）（略）

イ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

（ア）趣旨

本事業は、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者であって、資源管理又は漁場改善（以下「資源管理

２－10　水産業競争力強化緊急事業

（１）・（２）（略）
（３）事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア　広域浜プラン緊急対策事業

（ア）・（イ）（略）

（ウ）クロマグロ混獲回避活動支援

ａ・ｂ　（略）

ｃ　事業の内容

この項目において定める事業は、以下の（ａ）及び（ｂ）とする。

（ａ）混獲回避取組支援

ⅰ～ⅲ　（略）

ⅳ　補助率等

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とするクロマグロの放流作業に係る経費の合計額であり、定置網漁業については１ヵ統当たり100万円、20トン未満漁船漁業（以下「漁船漁業」という）については１隻当たり30万円を上限とする。

（新設）

ⅴ～ⅷ　（略）

（ｂ）（略）

イ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

（ア）趣旨

本事業は、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者であって、資源管理又は漁場改善（以下「資源管理

」という。）の取組を行う者が、広域浜プランに定められた競争力強化の取組を実践するために必要な漁船・漁具等を円滑に導入できるよう支援し、もって持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するものである。

（イ）事業等の内容

この項目において定める事業等は、次のａからｃまでのとおりとする。

ａ　浜の担い手漁船リース緊急事業

複数の浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者が所得向上に取り組むために必要な漁船（中古漁船又は新造漁船）・漁具等の導入に要する経費を助成するもの（以下「担い手事業」という。）とする。

ｂ　（略）

ｃ　取得価格等適正審査委員会の運営

上記ａ又はｂの事業により導入される漁船・漁具等の取得価格の妥当性の審査等を行う委員会（以下「価格審査委員会」という。）の運営に要する経費を助成するものとする。

（ウ）助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手事業	（略）	（略）	
及び構造改革事業	漁船取得・改修費 １・２　（略） 漁具等取得費 １　以下に掲げるものに要する取得に係る経費 （1）漁網 定置網、養殖生簀、筏	（略） １／２以内	１隻当たり４億円を助成額の上限とする。 １漁網当たり１億５千万円を助成額の上限とする。
（略）	（略）	（略）	

漁船取得・改修費及び漁具等取得費については合計で４億円を超えないものとする。

（エ）リース事業者

担い手事業又は構造改革事業において中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者が必要とする漁船・漁具等を取得し、リースにより漁船・漁具等の貸付けを行う者とし、次のいずれかに該当する者とする。

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち水産庁長官が適当と認める者

（オ）貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

ａ　漁船・漁具等の借受者（以下「借受者」という。）

（略）

（ａ）・（ｂ）（略）

（ｃ）漁具等の貸付対象者は、担い手事業において、上記（ａ）又は（ｂ）の要件に加え、以下のいずれか又は両方の取組を行う定置網漁業者（令和６年度において漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）別紙３の１の（２）のエの（ア）の水産庁長官が別途定める要件に該当する者であって、漁具等取得・設置費に係る別記様式第５－２号による水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書の承認申請を行う年度に国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第10の２の（２）のアの（オ）の事業及びクロマグロ混獲回避活動支援の交付決定を受けない者に限る。）とする。また、以下の取組のうち、ｉを優先的に採択することとする。なお、漁具等取得・設置費に係る事業期間は令和７年度から令和11年度までとする。

ｉ　国際競争力のある養殖業等の漁業種類への転換

ii　資源・漁獲の変化に対応した漁獲対象魚種への転換

ｂ　（略）

」という。）の取組を行う者が、広域浜プランに定められた競争力強化の取組を実践するために必要な漁船を円滑に導入できるよう支援し、もって持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するものである。

（イ）事業等の内容

この項目において定める事業等は、次のａからｃまでのとおりとする。

ａ　浜の担い手漁船リース緊急事業

複数の浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「担い手事業」という。）とする。

ｂ　（略）

ｃ　取得価格等適正審査委員会の運営

上記ａ又はｂの事業により導入される漁船の取得価格の妥当性の審査等を行う委員会（以下「価格審査委員会」という。）の運営に要する経費を助成するものとする。

（ウ）助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手事業	（略）	（略）	
及び構造改革事業	漁船取得・改修費 １・２　（略） （新設）	（略） （新設）	１隻当たり３億円を助成額の上限とする。 （新設）
（略）	（略）	（略）	

（新設）

（エ）リース事業者

担い手事業又は構造改革事業において中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者が必要とする漁船を取得し、リースにより漁船の貸付けを行う者とし、次のいずれかに該当する者とする。

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は公益社団法人リース事業協会会員、賛助会員等のうち水産庁長官が適当と認める者

（オ）貸付対象者

貸付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

ａ　漁船の借受者（以下「借受者」という。）

（略）

（ａ）・（ｂ）（略）

（新設）

ｂ　（略）

（カ）貸付対象漁船・漁具等 担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船・漁具等は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船・漁具等とし、以下に掲げる要件を満たすものとする。 a　漁船 （a）～（d）（略） （e）原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとするが、中古漁船を優先的に採択することとする。 ⅰ　十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模･仕様の中古漁船の調達ができない場合 ⅱ　取得・改修費用が同規模・仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合 （削る。） b　漁具等 （a）漁網（耐用年数を超えて使用するもの。） （b）（オ）のaの（c）のⅱの取組を行う借受者は、事業実施報告に併せて魚種別漁獲量を報告するものとする。 （キ）再貸付け リース事業者は、漁船・漁具等の借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象漁船・漁具等を再貸付けすることができるものとする。 （ク）価格審査委員会 a　事業実施主体は、漁船・漁具等及び付随設備並びにこれらの価格等に関して専門的知見を有する者を委員として選任し、価格審査委員会を設置するものとする。なお、事業実施主体は、価格審査委員会の設置に関する業務を第三者に委託して実施することができる。 （a）審査の実施 価格審査委員会は、審査に必要となる漁船・漁具等に関する資料を事前に定めるものとする。また、価格審査委員会事務局は審査の要請状況に応じて、価格審査委員会を適宜開催するものとし、申請された貸付対象漁船・漁具等に関する資料に基づき、当該漁船・漁具等の取得価格等が適切かどうかを審査する。なお、価格審査委員会は、必要と認めるときは、貸付対象漁船・漁具等に対する実態調査を行うことができるものとする。 （b）審査結果の通知 価格審査委員会は、リース事業者に対し、審査結果を速やかに通知するものとする。貸付対象漁船・漁具等の取得価格が適正な水準にないと判断した場合は、理由を付して通知するものとする。 （c）（略） b　価格審査委員会は、貸付対象漁船・漁具等の取得価格、改修内容及び費用の妥当性の審査を行うものとする。また、リース事業者の求めに応じて、取得価格の低減に資するための共通船型等の提案を行うことができる。 （ケ）貸付対象漁船のマッチング等に係る助成金の申請手続 a　取組内容の作成 担い手事業又は構造改革事業による漁船・漁具等の貸付を希望する中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者（以下「借受候補者」という。）は、別記様式第５－１号により、下記の内容を記載した提案書を借受候補者が参画する広域浜プランを策定した広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）を経由してリース事業者に提出するものとする。広域委員会は別記様式第５－１号の内容及び広域浜プランとの整合性を確認する。 （a）・（b）（略） b　（略） （コ）漁船・漁具等取得等に係る助成金の申請手続 a　価格審査委員会の審査 リース事業者は、マッチング作業後、貸付対象となり得る漁船・漁具等の価格等の書類を価格審査委員会に提出し、審査結果を得ることとする。 b～e　（略） （サ）漁船・漁具等取得に係る助成金の交付手続 （略） a～h　（略） （シ）貸付契約 リース事業者は漁船・漁具等取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象漁船・漁具等をリースする場合は、借受者（（キ）の場合にあっては、借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。 a　貸付期間	（カ）貸付対象漁船 a　担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船とし、以下に掲げる要件を満たす漁船とする。 （新設） （a）～（d）（略） （新設） b　aを満たす貸付対象漁船は、原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとする。 （a）十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模･仕様の中古漁船の調達ができない場合 （b）取得・改修費用が同規模・仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合 （新設） （キ）再貸付け リース事業者は、漁船の借受者に対し、借受団体を介して、貸付対象漁船を再貸付けすることができるものとする。 （ク）価格審査委員会 a　事業実施主体は、漁船及び付随設備並びにこれらの価格等に関して専門的知見を有する者を委員として選任し、価格審査委員会を設置するものとする。なお、事業実施主体は、価格審査委員会の設置に関する業務を第三者に委託して実施することができる。 （a）審査の実施 価格審査委員会は、審査に必要となる漁船に関する資料を事前に定めるものとする。また、価格審査委員会事務局は審査の要請状況に応じて、価格審査委員会を適宜開催するものとし、申請された貸付対象漁船に関する資料に基づき、当該漁船の取得価格等が適切かどうかを審査する。なお、価格審査委員会は、必要と認めるときは、貸付対象漁船に対する実態調査を行うことができるものとする。 （b）審査結果の通知 価格審査委員会は、リース事業者に対し、審査結果を速やかに通知するものとする。貸付対象漁船の取得価格が適正な水準にないと判断した場合は、理由を付して通知するものとする。 （c）（略） b　価格審査委員会は、貸付対象漁船の取得価格、改修内容及び費用の妥当性の審査を行うものとする。また、リース事業者の求めに応じて、取得価格の低減に資するための共通船型等の提案を行うことができる。 （ケ）貸付対象漁船のマッチング等に係る助成金の申請手続 a　取組内容の作成 担い手事業又は構造改革事業による漁船の貸付を希望する中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者（以下「借受候補者」という。）は、別記様式第５－１号により、下記の内容を記載した提案書を借受候補者が参画する広域浜プランを策定した広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）を経由してリース事業者に提出するものとする。広域委員会は別記様式第５－１号の内容及び広域浜プランとの整合性を確認する。 （a）・（b）（略） b　（略） （コ）漁船取得等に係る助成金の申請手続 a　価格審査委員会の審査 リース事業者は、マッチング作業後、貸付対象となり得る漁船の価格等の書類を価格審査委員会に提出し、審査結果を得ることとする。 b～e　（略） （サ）漁船取得に係る助成金の交付手続 （略） a～h　（略） （シ）貸付契約 リース事業者は漁船取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象漁船をリースする場合は、借受者（（キ）の場合にあっては、借受者及び借受団体）との間で以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。 a　貸付期間

貸付対象漁船・漁具等の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、漁船・漁具等取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。 b　貸付期間終了後の貸付対象漁船・漁具等の取扱い 貸付期間終了時の貸付対象漁船・漁具等の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。 c　（略） d　貸付対象漁船・漁具等の維持管理等 （a）借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象漁船・漁具等を維持管理し、使用しなければならない。 （b）貸付対象漁船・漁具等は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。 （c）借受者は、貸付対象漁船・漁具等をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。 e　貸付料の基準 貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。 （a）基本貸付料 基本貸付料は、貸付対象漁船・漁具等の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から本事業による貸付対象漁船・漁具等の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、bに規定する貸付期間終了時の貸付対象漁船・漁具等の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。 （b）附加貸付料等 附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者がエの（ア）又は（ウ）の事業を利用する場合は、当該事業により助成される額を考慮して算定するものとする。 （c）（略） （ス）事業実施報告 a　リース事業者は、漁船・漁具等の貸付契約を締結した年の翌年以降の借受者の年間の漁業所得又は償却前利益の状況及び資源管理の取組実績を業務要領に従って事業実施主体に毎年報告する。事業実施主体はこの報告書を広域委員会に提出する。 b　（略） （セ）・（ソ）（略） （タ）助成金の返還 事業実施主体は、（シ）のaに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a又はbにあっては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。 a・b　（略） c　貸付対象漁船・漁具等が消失したとき。 d～f　（略） （チ）（略）	貸付対象漁船の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、漁船取得に係る融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。 b　貸付期間終了後の貸付対象漁船の取扱い 貸付期間終了時の貸付対象漁船の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。 c　（略） d　貸付対象漁船の維持管理等 （a）借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象漁船を維持管理し、使用しなければならない。 （b）貸付対象漁船は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。 （c）借受者は、貸付対象漁船をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。 e　貸付料の基準 貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。 （a）基本貸付料 基本貸付料は、貸付対象漁船の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から本事業による貸付対象漁船の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、bに規定する貸付期間終了時の貸付対象漁船の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。 （b）附加貸付料等 附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者がオの（ア）又は（ウ）の事業を利用する場合は、当該事業により助成される額を考慮して算定するものとする。 （c）（略） （ス）事業実施報告 a　リース事業者は、漁船の貸付契約を締結した年の翌年以降の借受者の年間の漁業所得又は償却前利益の状況及び資源管理の取組実績を業務要領に従って事業実施主体に毎年報告する。事業実施主体はこの報告書を広域委員会に提出する。 b　（略） （セ）・（ソ）（略） （タ）助成金の返還 事業実施主体は、（シ）のaに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（a又はbにあっては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。 a・b　（略） c　貸付対象漁船が消失したとき。 d～f　（略） （チ）（略）
ウ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業 （ア）競争力強化型機器等導入緊急対策事業 a　（略） b　事業実施者 本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。 なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和７年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。 （a）（略） （b）（略） （c）（略） （d）（略） c　（略） （a）（略）	**ウ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業** （新設） （ア）（略） （イ）事業実施者 本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。 なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和６年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。 a　（略） b　（略） c　（略） d　（略） （ウ）（略） a　（略）

（b）（略）
（c）機器委員会設置要領を変更しようとするときは、（b）に準じて行うものとする。
（d）（略）
（e）（略）
d　（略）
（a）（略）
（b）事業実施主体は、（a）の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。
i　申請者が、bに定める事業実施者であること。
ii　機器事業実施計画が、cの（d）により機器委員会が認めたものであること。
iii　（略）
（c）（b）の承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、（a）に準じて行うものとする。
（d）（略）
（e）事業実施者は、機器事業実施計画に記載した（b）のiiiの達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。
（f）（略）
e　（略）
（a）事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、dの（d）に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
（b）事業実施主体が、（a）の規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
（c）事業実施主体は、dの（e）の達成状況を確認するとともに、取組の目標（ＫＰＩ）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。
（d）（略）
f　（略）
（a）（略）
（b）（略）
（c）（a）の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている機器等の導入費用は、助成の対象外とする。
（d）（a）の規定にかかわらず、令和８年３月 31 日までの事業完了に限り、以下の省エネルギー性能に優れた機器等（以下「省エネ機器等」という。）を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。
i　（略）
ii　（略）
g　（略）
（a）dの（b）により機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
（b）（略）
（c）事業実施主体は、（b）の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
（d）（略）
（e）事業実施主体は、dの（d）の機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
（f）（略）
（g）（f）の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
（h）事業実施主体が事業実施者に対し（f）の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
h　（略）
i　（略）
（a）事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、gの（a）の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
i　（略）
ii　（略）
iii　（略）
iv　（略）
（b）事業実施主体は、（a）の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が

b　（略）
c　機器委員会設置要領を変更しようとするときは、bに準じて行うものとする。
d　（略）
e　（略）
（エ）（略）
a　（略）
b　事業実施主体は、aの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。
（a）申請者が、（イ）に定める事業実施者であること。
（b）機器事業実施計画が、（ウ）のdにより機器委員会が認めたものであること。
（c）（略）
c　bの承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、aに準じて行うものとする。
d　（略）
e　事業実施者は、機器事業実施計画に記載したbの（c）の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。
f　（略）
（オ）（略）
a　事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、（エ）のdに基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。
b　事業実施主体が、aの規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
c　事業実施主体は、（エ）のeの達成状況を確認するとともに、取組の目標（ＫＰＩ）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。
d　（略）
（カ）（略）
a　（略）
b　（略）
c　aの規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている機器等の導入費用は、助成の対象外とする。
d　aの規定にかかわらず、令和７年３月31日までの事業完了に限り、以下の省エネルギー性能に優れた機器等（以下「省エネ機器等」という。）を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。
（a）（略）
（b）（略）
（キ）（略）
a　（エ）のbにより機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
b　（略）
c　事業実施主体は、bの申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
d　（略）
e　事業実施主体は、（エ）のdの機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
f　（略）
g　fの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
h　事業実施主体が事業実施者に対しfの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（ク）（略）
（ケ）（略）
a　事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、（キ）のaの規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
（a）（略）
（b）（略）
（c）（略）
（d）（略）
b　事業実施主体は、aの規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が交付さ

交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
（c）（b）の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
（d）事業実施主体が事業実施者に対し（b）の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
j　（略）
（a）（略）
（b）事業実施主体は、（a）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（イ）遊漁船安全設備導入支援事業
a　事業の内容
本事業は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「遊漁船業法」という。）第３条第１項に基づく登録を受けた遊漁船業者（以下「遊漁船業者」という。）であって、利用者の安全性の向上を図り、資源管理の取組みを行う者が、遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等（以下「安全設備」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。
b　事業実施者
本事業の事業実施者は、以下の全てを満たす遊漁船業者とする。
（a）遊漁船の利用者（以下「利用者」という。）の安全性向上のため、安全設備の導入を実施すること。
（b）事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第28条第１項に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、当該協議会等に加入し、利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること。
（c）利用者が採捕した水産動植物については、遊漁採捕量等報告システムにより水産庁に報告を行うこと。
c　事業の実施
（a）本事業を実施しようとする事業実施者は、安全設備事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。
（b）事業実施主体は、（a）の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該安全設備事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。
i　申請者が、ｂに定める事業実施者であること。
ii　安全設備の導入にあたりｅに定める助成対象経費であること。
（c）（b）の承認後に生じた安全設備事業実施計画の変更は、（a）に準じて行うものとする。
（d）事業実施者は、事業終了後、速やかに安全設備事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
d　実施状況等の確認
（a）事業実施主体は、事業実施者における安全設備事業実施計画の実施状況について、ｃの（d）に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、現地においてこれを確認するものとする。
（b）事業実施主体が、（a）の規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
e　助成対象経費
（a）事業実施主体は、事業実施者が、承認された安全設備事業実施計画に記載した安全設備を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ１／２以内の金額を助成する。助成の対象となる遊漁船は、別表１のとおりとする。また、助成の対象経費の安全設備、補助率及び上限額は別表２のとおりとする。助成対象となる安全設備の導入費用は設備本体のみとし、１事業実施者につき１設備までとする。
（b）事業実施者が既に安全設備を保持している場合は助成の対象外とする。
（c）助成対象とする安全設備は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいる。）が５年以上のものとする。
（d）（a）の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている安全設備の導入費用は、助成の対象外とする。
f　助成金の交付
事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。
（a）ｃの（b）により安全設備事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
（b）事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。
（c）事業実施主体は、（b）の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
（d）事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

れているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
c　bの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
d　事業実施主体が事業実施者に対しbの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（コ）（略）
a　（略）
b　事業実施主体は、aの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（新設）

（ｅ）事業実施主体は、ｃの（ｄ）の安全設備事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
（ｆ）事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
（ｇ）（ｆ）の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
（ｈ）事業実施主体が事業実施者に対し（ｆ）の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（ｉ）安全設備のうち改良型救命いかだ等については、事業実施主体は別表３に定める改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法で利用者の安全性を確保できない者を優先して交付決定することとする。
ｇ　安全設備の管理運営
事業により取得した安全設備の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。
ｈ　交付決定の取消等
（ａ）事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、ｆの（ａ）の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
ｉ　事業実施者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、遊漁船業法若しくはその他事業に関する法令又は業務要領に違反した場合
ii　事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
iii　事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
（ｃ）（ｂ）の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
（ｄ）事業実施主体が事業実施者に対し（ｂ）の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
ｉ　事業の委託
（ａ）事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

別表１
次に掲げる表中の○に対応する遊漁船について、安全設備の導入費用を助成対象とする。
１．業務用無線設備

旅客数 ＼ 航行区域	旅客定員 13 名以上の遊漁船		旅客定員 12 名以下の遊漁船	
	20トン未満	20トン以上	20 トン未満	20 トン以上
平水※1	－		○	
２時間限定沿海※２	○		○	
沿岸５マイル※ ３	－		○	－
沿海※４（上記を除く）	－		船舶の長さが 12m未満に限り○	

※１　船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第１条第６項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）
※２　船舶設備規程（昭和９年逓信省令第６号）第２条第３項の２時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第２条第４項の２時間限定沿海小型船舶の航行する区域

※３　小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）第２条第３項の沿岸小型船舶の航行する区域
※４　船舶安全法施行規則第１条第７項の沿海区域

２．非常用位置等発信装置

旅客数／航行区域	旅客定員 13 名以上の遊漁船	旅客定員 12 名以下の遊漁船
平水※1	－	－
限定沿海※２（２時間限定沿海、沿岸５マイル、瀬戸内）	○	○
沿海※３（上記を除く）	－	船舶の長さが 12m未満に限り○

※１　船舶安全法施行規則第１条第６項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）
※２　以下のいずれかの区域
・船舶設備規程第２条第３項の２時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第２条第４項の２時間限定沿海小型船舶の航行する区域
・小型船舶安全規則第２条第３項の沿岸小型船舶の航行する区域
・瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則第 16 条の瀬戸内）
※３　船舶安全法施行規則第１条第７項の沿海区域

３．改良型救命いかだ等

旅客数／航行区域	旅客定員 13 名以上の遊漁船		旅客定員 12 名以下の遊漁船	
	20 トン未満	20 トン以上	20 トン未満	20 トン以上
河川、港内、一部の湖※１	－		－	
平水※２（上記を除く）	最低水温※６が 10 度未満の場合のみ○		最低水温※６が 10 度未満の場合のみ○	
２時間限定沿海※３	最低水温※６が 20 度未満の場合のみ○	最低水温※６が 15 度未満の場合のみ○	最低水温※６が 20 度未満の場合のみ○	最低水温※６が 15 度未満の場合のみ○
沿岸５マイル※４	最低水温※６が 20 度未満の場合のみ○	－	最低水温※６が 20 度未満の場合のみ○	－

沿海 ※５（上記を除く）	最低水温※６が 20 度未満の場合のみ○	―	最低水温※６が 20 度未満の場合のみ○	―

※１　琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖及び支笏湖以外の湖
※２　船舶安全法施行規則第１条第６項の平水区域
※３　船舶設備規程第２条第３項の２時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第２条第４項の２時間限定沿海小型船舶の航行する区域
※４　小型船舶安全規則第２条第３項の沿岸小型船舶の航行する区域
※５　船舶安全法施行規則第１条第７項の沿海区域
※６　対象船舶の航行区域（平水の場合は実際に航行する水域）における気象庁の日本沿岸域の海面水温情報の平年値（ただし、「大阪湾」、「播磨灘・備讃瀬戸」、「備後灘・燧灘」、「安芸灘・伊予灘」、「周防灘」は５年統計値とし、湖は宇宙航空研究開発機構の水温データとする。）が最も低い日の水温

別表２
助成対象経費の安全設備、補助率及び助成の上限額
以下の設備の購入費に補助率を乗じた額（上限有）を助成

安全設備	内容	補助率	上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）の購入。	1/2	6 万円
非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）又は船舶自動識別装置（AIS））の購入。ただし、EPIRB は AIS-SART 機能を有するものに限り、AIS には簡易型 AIS を含む。	1/2	12 万円
改良型救命いかだ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ又は内部収容型救命浮器）の購入。ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む。	1/2	75 万円

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、助成対象経費として認めないものとする。ただし、消費税の納税義務が免除される遊漁船業者についてはこの限りでない。

別表３

改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法	内容
１．一定の水温を上回る時期のみの航行	水温20℃以上となる海域・時期のみを航行。（水が冷たい時期は運航しない等） 水温10℃以上15℃未満となる時期に航行する際は、航行区域を限定沿海から平水に制限。
２．伴走船と航行	出航から帰港まで営業船を視認し、早急に救助できる位置を伴走船が航行 伴走船には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、旅客の搭載が可能 船団で航行する場合、他船を伴走船とすることを認め、船団は最大４隻とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価
３．救助船を配備	事故通報後、一定の時間内に現場到着 ※水温15℃以上は30分以内 水温10℃以上15℃未満は10分以内水温10℃未満は５分以内 営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船として利用する場合、旅客の搭載は不可） 複数の営業船が同一の救助船を指定可
４．船内に浸水しない構造（水温15℃以上に限定）	水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造
５．母港から５海里以内の航行（水温15℃以上に限定）	航行区域を母港からの航行距離が５海里を超えない範囲に制限

詳細については、国土交通省HP「旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化について」参照

エ　水産業競争力強化金融支援事業 （ア）実質無利子化措置 ａ　事業実施主体による利子助成金の交付 事業実施主体は、担い手事業若しくは構造改革事業により漁船・漁具等の建造、取得若しくは改修を行う者、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金又は漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）別紙３の１の（２）のエの（ア）の水産庁長官が別途定める要件を満たす者（以下「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」という。）が借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものとする。 ｂ　事業の内容 （ａ）交付対象者 この事業の利子助成を受けることができる者は、担い手事業若しくは構造改革事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者のうち平成28年１月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者のうち令和７年４月１日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。 （ｂ）資金の種類 この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。 ｉ　担い手事業又は構造改革事業の実施者　漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第２条第３項に規定する資金をいう。以下ⅱにおいて同じ。）のうち漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第２条の表の第１号及び第４号に掲げるもの（ただし、共同利用施設に限る。）並びに株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）が取り扱う農林漁業施設資金（ただし、共同利用施設に限る。）であって、これらの事業を実施するために借り入れるもの ⅱ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者　漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通法施行令第２条の表の第１号、第３号又は第４号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの ⅲ　太平洋クロマグロ強度資源管理取組者　次に掲げるもの （ⅰ）漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通法施行令第２条の表の第５号に掲げるもの （ⅱ）公庫が取り扱う漁業経営改善支援資金（ただし、平成20年９月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第１第８号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第８号の３及び４並びに昭和47年８月１日総理府・大蔵省告示第４号（沖縄振興開発金融公庫法施行令第２条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件）の第８号の３及び４に基づく資金に限る。） （ⅲ）公庫が取り扱う農林漁業セーフティネット資金（ただし、平成20年９月30日財務省・農林水産省告示第36号の第７号の３及び昭和47年８月１日総理府・大蔵省告示第４号の第７号の３に基づく資金に限る。） （ｃ）利子助成の対象となる借入金の上限額 この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする（ただし、ｉの（ⅰ）及び（ⅱ）は合計で４億円を超えないものとする。）。 ｉ　担い手事業又は構造改革事業の実施者 （ⅰ）漁船　１隻当たり４億円 （ⅱ）漁具等　１漁具当たり１億５千万円 ⅱ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者　５千万円 ⅲ　太平洋クロマグロ強度資源管理取組者　３千万円 （ｄ）・（ｅ）（略） ｃ　事業の実施 （ａ）（略） （ｂ）交付申請及びその決定 ｉ　利子助成金の交付を受けようとする者（以下（ｂ）において「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。また、交付希望者のうち太平洋クロマグロ強度資源管理取組者は、国又は都道府県に設置された資源管理協議会において、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者であることの証明を受けた書類を提出するものとする。 ⅱ・ⅲ　（略） （ｃ）（略） （ｄ）利子助成金の交付の停止及び返還 ｉ　事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。 （ⅰ）～（ⅲ）（略）	**エ　水産業競争力強化金融支援事業** （ア）実質無利子化措置 ａ　事業実施主体による利子助成金の交付 事業実施主体は、担い手事業若しくは構造改革事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものとする。 ｂ　事業の内容 （ａ）交付対象者 この事業の利子助成を受けることができる者は、イの（イ）のａ若しくはｂ又はウの事業の実施者のうち平成28年１月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。 （ｂ）資金の種類 この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。 ｉ　イの（イ）のａ又はｂの事業　漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第２条第３項に規定する資金をいう。以下ⅱにおいて同じ。）のうち漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第２条の表の第１号に掲げるもの（ただし、共同利用施設に限る。）又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の取り扱う農林漁業施設資金（ただし、共同利用施設に限る。）であって、これらの事業を実施するために借り入れるもの ⅱ　ウの事業　漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通法施行令第２条の表の第１号、第３号又は第４号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの （新設） （ｃ）利子助成の対象となる借入金の上限額 この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 ｉ　イの（イ）のａ又はｂの事業　１隻当たり３億円 （新設） （新設） ⅱ　ウの事業　５千万円 （新設） （ｄ）・（ｅ）（略） ｃ　事業の実施 （ａ）（略） （ｂ）交付申請及びその決定 ｉ　利子助成金の交付を受けようとする者（以下（ｂ）において「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。 ⅱ・ⅲ　（略） （ｃ）（略） （ｄ）利子助成金の交付の停止及び返還 ｉ　事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。 （ⅰ）～（ⅲ）（略） （ⅳ）イの（イ）のａ若しくはｂ又はウの事業を中止したとき。

（ⅳ）担い手事業若しくは構造改革事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業を中止したとき又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者が漁業経営を廃止したとき。

（ⅴ）（略）

ⅱ～ⅳ　（略）

d　事業の申請期間

利子助成の申請期間は、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

（a）担い手事業若しくは構造改革事業又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者　平成28年１月20日以降

（b）太平洋クロマグロ強度資源管理取組者　令和７年４月１日から令和12年３月31日までの日

e・f　（略）

（イ）実質無担保・無保証人化措置

a　事業実施主体による助成

事業実施主体は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者について漁業信用基金協会（以下（イ）及び（ウ）において「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係るものに関して、当該保証の引受実績に応じ、代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰り入れに充てる資金について基金協会に対し助成金を交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下（イ）及び（ウ）において「信用基金」という。）に対し交付金を交付するものとする。

b　事業の内容

この事業の対象となる基金協会が引き受ける保証は、以下の全ての要件を満たすものとする。

（a）保証対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

ⅰ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者であること。

ⅱ・ⅲ　（略）

（b）保証対象資金

次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。

ⅰ　（ア）のbの（b）のⅱ若しくはⅲの（ⅰ）に規定する資金又は運転資金であること。

ⅱ　（略）

（c）・（d）（略）

（e）保証の限度額

当該保証の限度額が、競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者は５千万円、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者は３千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。

（f）保証引受期間

基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日は、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

ⅰ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施者　平成28年１月20日以降の日

ⅱ　太平洋クロマグロ強度資源管理取組者　令和７年４月１日から令和12年３月31日までの日

（g）（略）

c～f　（略）

（ウ）保証料助成措置

a　事業実施主体による助成

事業実施主体は、担い手事業若しくは構造改革事業により漁船・漁具等の建造、取得若しくは改修を行う者が当該事業のために借り入れる資金又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者が借り入れる資金について基金協会が保証を引き受けるに当たり、当該者から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を基金協会に定額で助成するものとする。

b　事業の内容

（a）保証料助成事業

保証料助成事業は、基金協会が次に掲げる全ての要件に該当する保証を引き受けるに当たり、一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を、事業実施主体が基金協会に対して助成することを内容とする。

ⅰ　助成対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

（ⅰ）担い手事業若しくは構造改革事業の実施者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者であること。

（ⅱ）（略）

ⅱ　助成対象資金

次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。

（ⅰ）（ア）のbの（b）のⅰ若しくはⅲの（ⅰ）に規定する資金又は運転資金であること。

（ⅱ）（略）

（ⅴ）（略）

ⅱ～ⅳ　（略）

d　事業の申請期間

利子助成の申請期間は、平成28年１月20日以降とする。

（新設）

（新設）

e・f　（略）

（イ）実質無担保・無保証人化措置

a　事業実施主体による助成

事業実施主体は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者について漁業信用基金協会（以下（イ）及び（ウ）において「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係るものに関して、当該保証の引受実績に応じ、代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰り入れに充てる資金について基金協会に対し助成金を交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下（イ）及び（ウ）において「信用基金」という。）に対し交付金を交付するものとする。

b　事業の内容

この事業の対象となる基金協会が引き受ける保証は、以下の全ての要件を満たすものとする。

（a）保証対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

ⅰ　（ア）のbの（a）の交付対象者（ウの事業の実施者に限る。）であること。

ⅱ・ⅲ　（略）

（b）保証対象資金

次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。

ⅰ　（ア）のbの（b）のⅱに規定する資金であること。

ⅱ　（略）

（c）・（d）（略）

（e）保証の限度額

当該保証の限度額が、５千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。

（f）保証引受期間

基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日が、平成28年１月20日以降の日であること。

（新設）

（新設）

（g）（略）

c～f　（略）

（ウ）保証料助成措置

a　事業実施主体による助成

事業実施主体は、担い手事業又は構造改革事業により漁船の建造、取得又は改修を行う者が当該事業のために借り入れる資金について基金協会が保証を引き受けるに当たり、当該者から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を基金協会に定額で助成するものとする。

b　事業の内容

（a）保証料助成事業

保証料助成事業は、基金協会が次に掲げる全ての要件に該当する保証を引き受けるに当たり、一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を、事業実施主体が基金協会に対して助成することを内容とする。

ⅰ　助成対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

（ⅰ）（ア）のbの（a）の交付対象者（イの（イ）のａ又はｂの事業の実施者に限る。）であること。

（ⅱ）（略）

ⅱ　助成対象資金

次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。

（ⅰ）（ア）のbの（b）のⅰに規定する資金であること。

（ⅱ）（略）

ⅲ　保証の限度額

ⅲ　保証の限度額 当該保証の限度額が、建造、取得若しくは改修を行う漁船１隻当たり４億円、１漁具当たり１億５千万円（ただし、漁船及び漁具等は合計で４億円を超えないものとする。）、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者は３千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。 ⅳ　保証引受期間 基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日は、次に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。 （ⅰ）担い手事業又は構造改革事業の実施者　平成28年１月20日以降の日 （ⅱ）太平洋クロマグロ強度資源管理取組者　令和７年４月１日から令和12年３月31日までの日 （b）（略） c～g　（略） （4）～（6）（略）	当該保証の限度額が、建造、取得又は改修を行う漁船１隻当たり３億円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。 ⅳ　保証引受期間 基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日が、平成28年１月20日以降の日であること。 （新設） （新設） （b）（略） c～g　（略） （4）～（6）（略）